

# **岐阜県建設発生土管理基準**

**平成26年4月1日**

**岐 阜 県**  
**農 政 部 · 林 政 部**  
**県 土 整 備 部 · 都 市 建 築 部**

# 岐阜県建設発生土管理基準

## 目

## 次

頁

### 第1章 総則

1	目的	1
2	用語の定義	1
3	県条例の趣旨等	2
4	管理基準の適用範囲	2
5	発注者の責務	3

### 第2章 環境基準

1	土砂等の環境基準等	3
2	汚染要因の確認調査及び土壤検査の実施	3
3	汚染要因	3
4	土壤検査	4
5	建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い	4
6	民有地への処理	4
7	汚染された建設発生土の扱い	5
	その他	5

様式-1	建設発生土の管理調書（搬出用）	作成者：搬出側発注者	6
様式-1-2	建設発生土の管理調書（搬入用）	作成者：搬入側発注者	7
様式-2	汚染要因に関する調査票	作成者：搬出側発注者	8
資料	特に留意する業種		9
様式-3	土壤検査結果証明書	作成者：試験機関	10
	別表1 埋立て等に使用される土砂等の環境基準		11
様式-4	土砂等採取元証明書	作成者：搬出側元請業者	12
	別表2 試料の採取方法		13
	別表3 構造上の基準		14
	工事発注から完了までの事務フロー		15

# 岐阜県建設発生土管理基準

## 第1章 総 則

### 1 目 的

この基準は、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」（平成19年4月1日施行 以下「県条例」という。）の趣旨を尊重し、発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理办法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

#### (1) 公共工事

国、地方公共団体等が発注する建設工事をいう。

#### (2) 建設発生土

建設工事に伴い発生する土砂等をいう。

#### (3) 埋立て等

土地の埋立て、盛土その他土地への堆積をいう。（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）

#### (4) 特定事業

埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

#### (5) 環境基準に適合しない土砂等（汚染土壤）

環境基本法第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境に関する基準に適合しない土砂等をいう。

#### (6) 製造物等

製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物をいう。（例 埋戻材、補強剤、改良土）

#### (7) 工事間利用等

建設発生土を利用する次のものをいう。

- ① 他の公共工事での利用
- ② 公共工事で利用するために一時的な仮置場やストックヤード等へのたい積
- ③ 再利用のための土壤改良プラントへのたい積
- ④ 公共工事で行う民有地等への埋立て

#### (8) 土砂等の環境基準

別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」をいう。

### 3 県条例の趣旨等

#### (1) 県条例の骨子

県条例は、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

- ① 事業者は、埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。
- ② 埋立て等に使用する土砂等の環境基準の設定
- ③ 環境基準に適合しない埋立て等の禁止等
- ④ 一定規模以上の事業区域における埋立て等の事業の許可制の導入
- ⑤ 特定事業区域における土砂の堆積の構造について構造の基準を制定
- ⑥ 特定事業に係る土地所有者の責務の強化

#### (2) 県条例の適用対象等

##### ① 県条例の適用対象

県条例は、すべての埋立て等を行う行為に適用するものである。

##### ② 許可を要する事業

埋立て等を行う区域の面積が3,000平方メートル以上の特定事業は、知事の許可が必要である。また、許可を受けた特定事業区域への土砂等の搬入は、知事への届け出が必要である。

#### (3) 公共工事の取扱い

県条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

- ① 公共工事により特定事業を実施する場合は、知事の許可は不要である。
- ② 建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合において、製造物等を含むときは、環境基準に適合していることを証する土壤検査の結果の添付をする。

ただし、製造物等を含まないときは、環境基準に適合していることを証する土壤検査の結果の添付を省略できる。

### 4 管理基準の適用範囲

この基準は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する建設工事に適用する。

## 5 発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 建設発生土の利用にあたり、土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 工事請負者に対し、県条例及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を指導する。
- (3) 建設発生土の管理状況に関する書類は、「建設発生土の管理調書」（様式-1）に内容を記載のうえ、所属長の承認を得ること。また、保存期間は、工事完了日の次の年度から起算して5年間とする。ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式-1の作成を省略することができる。

## 第2章 環境基準

### 1 土砂等の環境基準等

#### (1) 土砂等の環境基準

建設発生土により埋立て等を行う場合は、当該建設発生土が別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」に適合していなければならない。

#### (2) 環境基準に適合しない建設発生土による埋立ての禁止

環境基準に適合しない建設発生土により埋立て（工事間利用を含む）は行ってはならない。

#### (3) 環境基準の適否の確認

環境基準の適否の確認は、様式-2に定める「汚染要因に関する調査票」に基づき実施するものとする。5,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事については、土壤検査結果により適否を確認する。

ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については、様式-2の調査及び土壤検査を省略することができる。

### 2 汚染要因の確認調査及び土壤検査の実施

確認調査及び土壤検査は次により行うものとする。

- (1) 5,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事については、搬出量5,000m<sup>3</sup>ごとに1回以上、土壤検査を行うものとする。
- (2) 5,000m<sup>3</sup>未満の建設発生土を搬出する工事については、様式-2に定める「汚染要因に関する調査票」により確認調査を行い、汚染された恐れがあると判断された場合は、土壤検査を1回以上行うものとする。

### 3 汚染要因

次に掲げる汚染要因に該当する土地から生ずる建設発生土は、汚染された恐れがあるため、土壤検査を行うものとする。従って、この要因に該当しないものは、土砂等の環境基準に適合しているものとして取扱う。

- (1) 資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地

- (2) 明らかに汚染された履歴のある土地
- (3) 過去に薬品等により土壤改良等の処理をした土地

#### 4 土壤検査

- (1) 試料の採取は別表2に定める「試料の採取方法」により行うものとする。
- (2) 土壤検査は別表1に定める「埋立て等に使用される土砂等の環境基準」の項目、基準値、測定方法により行うものとする。
- (3) 土壤検査結果証明書は、計量法第107条の規定により登録を受けた者が発行したものとし、原則として様式-3によるものとする。

#### 5 建設発生土を搬出及び搬入する場合の扱い

建設発生土を搬出及び搬入する場合は、以下のとおりとする。

ただし、維持管理事業及び災害復旧事業については（1）の場合を除き、適用除外することができる。

- (1) 公共工事から民間が行う特定事業へ搬出する場合

公共工事から建設発生土を搬出する場合において、製造物等を含む時は、環境基準に適合していることを証する「土壤検査結果証明書」（様式-3）及び「土砂等の採取元証明書」（様式-4）を提出する。ただし、製造物等を含まない時は、環境基準に適合していることを証する「土壤検査結果証明書」（様式-3）の提出については、省略できる。

- (2) （1）以外の場合（公共工事から他の公共工事へ搬出する場合及び公共工事から民間が行う特定事業以外の民間事業へ搬出する場合。）

公共工事から建設発生土を搬出する場合は、「汚染要因に関する調査票」（様式-2）又は「土壤検査結果証明書」（様式-3）、及び「土砂等採取元証明書」（様式-4）を提出する。

ただし、搬出土量が100m<sup>3</sup>未満の場合は、「土砂等採取元証明書」（様式-4）の提出により搬出することができる。

- (3) 他の公共工事から公共工事へ搬入する場合

他の公共工事から建設発生土を搬入する場合は、「汚染要因に関する調査票」（様式-2）又は「土壤検査結果証明書」（様式-3）、及び「土砂等採取元証明書」（様式-4）を受理する。

ただし、搬入土量が100m<sup>3</sup>未満の場合は、「土砂等採取元証明書」（様式-4）の受理により搬入することができる。

- (4) 公共工事以外から公共工事へ搬入する場合

- ① 碎石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する土砂等売渡、譲渡証明を受理する。
- ② 公共工事以外から建設発生土を搬入する場合は、「土壤検査結果証明書」（様式-3）及び「土砂等採取元証明書」（様式-4）を受理する。

#### 6 民有地への処理

建設発生土を民有地への埋め立て等に用いる場合は、周辺環境を調査し、近隣の農地や集落への影響が出ない方法により処理するものとする。

(1) 民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合

民有地所有者及び民間事業者が埋立て等を行う場合は、公共工事の発注者において、特定事業であるか否かを確認するため、面積を調査するものとする。

また、民有地の所有者と協議して、築造或いは管理方法等について承諾書を取り交わしておくこと。

(2) 公共工事の発注者が所有者に代わって埋立て等を行う場合は、別表3に定める「構造上の基準」により行うこと。なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは前項5と同様とする。

## 7 汚染された建設発生土の扱い

土壤検査の結果、建設発生土が土砂等の環境基準に適合しない場合は、土壤汚染遭遇時対応マニュアルなどを参考に対応することとし、県条例施行規則第4条第1項1号に定める措置により、もしくは学識経験者等による岐阜県建設発生土処理対策調査委員会での検討を踏まえ、発生土の適正な処理を行うものとする。

## その他

この基準に定めのない事項については、各部の主管課（県土整備部は技術検査課）と協議するものとする。

## 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。（平成19年2月5日制定）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。（平成20年2月29日改正）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。（平成24年3月23日改正）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。（平成26年3月26日改正）

## 様式-1

## 建設発生土の管理調書(搬出用)


年　月　日

このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか。

建設発生土搬出計画					
事業年度	区分	公・単	事業名		
工事名					
工事箇所					
発生土土砂量	m3	うち搬出土砂量	m3		
搬出先工事名又は 事業場等名	工事箇所又は所在地			搬出予定量 (m3)	備考
施工実績(完成後作成)					
職氏名					
作成日 年月日					
請負業者名				現場代理人	
工期	年月日 ~ 年月日				
搬出先工事名又は 事業場等名	工事箇所又は所在地			搬出土量 (m3)	搬出機関名又 は事業場等責任者

- 搬出する土砂の箇所が明示された平面図を添付することがのぞましい。
- 本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して5年間保管する。
- 維持管理事業及び災害復旧事業については、本調書の作成を省略することができるものとする。

## 様式ー1-2

## 建設発生土の管理調書(搬入用)


年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか。

建設発生土搬入計画					
事業年度	区分	公・単	事業名		
工事名					
工事箇所					
事業面積	m2	搬入土砂総量		m3	
供給元工事名等	工事箇所又は所在地			搬入予定量(m3)	土砂区分該当数字に○印
				1. 2. 3	
				1. 2. 3	
				1. 2. 3	
				1. 2. 3	
土砂区分は、次のものから選択する。					
1 他の公共工事から建設発生土を搬入するもの。 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。 3 法令等により許認可された採取土砂を搬入するもの。					
施工実績(完成後作成)					
職氏名					
作成日 年月日					
請負業者名				現場代理人	
工期	年月日 ~ 年月日				
供給元工事名又はストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地			搬入土量(m3)	供給元機関名又は施設等責任者

- 搬入する土砂の箇所が明示された平面図を添付すること。
- 本調書は、事務所内で一括ファイルし、工事完了日の次の年度から起算して5年間保管する。
- 維持管理事業及び災害復旧事業については、本調書の作成を省略することができるものとする。

## 様式-2

## 汚 染 要 因 に 関 す る 調 査 票

事 業 年 度		区分	公・単	事業名	
工 事 箇 所					
工 期					
調 査 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	調査事務所名			
No	土 地 環 境				
① <input type="checkbox"/> 資料の業種の工場・事業場用地又は過去に工場・事業場として使用された土地	繼続事業の場合 隣接した先行工事名 _____ 実施年度 _____				
業務分類					
② <input type="checkbox"/> 明らかに汚染された履歴のある土地					
③ <input type="checkbox"/> 過去に薬品等により土壤改良等の処理をした土地					
土砂の環境基準の判断区分	1) 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。 2) 繼続事業であり、隣接した先行工事での汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。 3) 汚染の恐れを有する為、土壤検査を実施した結果、別添土壤検査結果のとおり環境基準に適合する。				
判 定					
<input type="checkbox"/> 当該工事箇所の土砂は、上記土砂の環境基準の判断区分 _____ により環境基準に適合している。 <input type="checkbox"/> 当該工事箇所の土砂は、環境基準に適合していない。					

- 上記土地環境の項目が該当する場合は■とし、上記「土地環境」欄①の「業務分類」欄には「資料」(P9 参照)から選択記入。また判定欄についても該当する項目を■とする。
- 土地環境については、履歴調査等を参考とすること。
- 上記土地環境の3項目のいずれかに該当する土地は、土壤検査が必要である。
- 建設発生土を特定事業区域（公共事業において特定事業区域で埋立て等を実施する場合は除く。）へ搬出する場合でかつ製造物等を含む場合は、当然土壤検査を要する。
- 維持管理事業及び災害復旧事業については、本調査を省略することができるものとする。

## 資料

## 特に留意する業種

産業分類中分類		産業分類小分類		産業分類細分類
木材・木製品製造業	13	その他の木製品製造業	139	木材薬品処理業 1391
パルプ・紙・紙加工品製造業	15			
出版・印刷・同関連産業	16			
化学工業	17	化学肥料製造業 無機化学工業製品製造業 有機化学工業製品製造業 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 医薬品製造業 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 その他の化学工業	171 172 173 175 176 177 179	塗装製造業 印刷インキ製造業 農薬製造業 1754 1755 1792
石油製品、石炭製品製造業	18	石油製造業 潤滑油・グリース製造業 コークス製造業 舗装材料製造業 その他の石油・石炭製品製造業	181 182 183 184 189	廃油再生業 1899
なめし皮・同製品・毛皮製品業	21	なめし皮製造業	211	
窯業・土石製品製造業	22	ガラス・同製品製造業 セメント・同製品製造業 その他の窯業・土石製品製造業	221 222 229	
鉄鋼業	23			
非鉄金属製造業	24			
金属製品製造業	25			
一般機械器具製造業	26			
電気機械器具製造業	27			
情報通信機械器具製造業	28			
電子部品・デバイス製造業	29			
輸送用機械器具製造業	30			
精密機械器具製造業	31			
その他の製造業	32	貴金属製品製造業	321	貴金属製品製造業 3211
水道業	36	下水道事業	363	下水道処理場 3631
宿泊業	72	旅館、ホテル	721	温泉旅館 7211
医療業	73	病院 診療所	731 732	
洗濯・理容・美容・浴場業	82	洗濯業	821	クリーニング業 8211
その他の生活関連サービス業	83	他に分類されない生活関連サービス業	839	写真現像・焼付け業 8393
廃棄物処理業	85	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業	851 852	ごみ処分業 8516 産業廃棄物処分業 8522
自動車整備業	86			
機械等修理業	87			

※本表は、総務省統計局編集の日本標準産業分類に基づく。本表の業種名を選択し、汚染要因に関する調査票の業務分類に細分類から順次該当するものを記載する。

## 様式-3

土壤検査結果証明書						
様						
			発行番号			
			分析機関名			
			代表者	印		
			所在地			
			電話番号			
			計量証明事業者の登録番号			
			環境計量士	印		
年月日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。(検体区分・番号)						
計量の対象		単位	測定値	定量限界	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 55	
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
有機燐	mg/l			不検出	昭和49 告示環告第64号付表1又は日本工業規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの	
鉛	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 54	
六価クロム	mg/l			0.05以下	日本工業規格K0102 65.2	
砒素	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 61	
総水銀	mg/l			0.0005以下	昭和46 環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46 環告第59号付表2、昭和49 環告第64号付表3	
P C B	mg/l			不検出	昭和46 環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l			0.02以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l			0.002以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
シス1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.03以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l			0.006以下	昭和46 告示環告第59号付表4	
シマジヨ	mg/l			0.003以下	昭和46 告示環告第59号付表5第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下	昭和46 告示環告第59号付表5第1、第2	
ベンゼン	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 67.2, 67.3又は67.4	
ふつ素	mg/l			0.8以下	日本工業規格34.1又は34.1c 及び昭和46. 環告第59号付表6	
ほう素	mg/l			1以下	日本工業規格47.1, 47.3又は47.4	
農用地 田に限る。	砒素 銅	mg/kg		15以下 125以下	昭和50 総令第31号第1条第3項及び第2条 昭和47 総令第66号第1条第3項及び第2条	含有 試験
検体の性状		形状		色	において	
備考		発生場所: 発生事業者名: 工事名:				

\* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考欄に記入。

別表1

## 埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 ドルにつき0.01mg以下	日本工業規格K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格K0102の38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本工業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1 ドルにつき0.01mg以下	日本工業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液 1 ドルにつき0.05mg以下	日本工業規格K0102の65.2に定める方法
砒素	検液1ドルにつき0.01mg以下、かつ埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1kgにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102の61に定める方法農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1ドルにつき0.0005mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合はにあっては、試料1kgにつき125mg未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 ドルにつき0.02mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 ドルにつき0.002mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5に定める方法
1・2-ジクロロエタン	検液 1 ドルにつき0.004mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液 1 ドルにつき0.1mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.2に定める方法
シス-1-2-ジクロロエチレン	検液 1 ドルにつき0.04mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.2に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液中 1 ドルにつき1mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液中 1 ドルにつき0.006mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液中 1 ドルにつき0.03mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液中 1 ドルにつき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液中 1 ドルにつき0.002mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1に定める方法
チウラム	検液中 1 ドルにつき0.006mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液中 1 ドルにつき0.003mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液中 1 ドルにつき0.02mg以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液中 1 ドルにつき0.01mg以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.2に定める方法
セレン	検液中 1 ドルにつき0.01mg以下	日本工業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液中 1 ドルにつき0.8mg以下	日本工業規格K0102の34.1に定める方法又は規格34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液中 1 ドルにつき1mg以下	日本工業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法

## 備 考

- 基準値の欄中、検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法より検液を作成し、これを用いて測定するものとする。この場合においては、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

様式－4（条例第12条関係第8号様式準用）

## 土砂等採取元証明書

年 月 日  
様

採取元（発生元）事業者

住 所

事 業 者 名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から採取（発生）された土砂等であることを証明します。

土砂等の採取場所の所在地			
	工事名		
土砂等が建設工事等により 発生した場合にあっては、 建設工事等の概要	発注者	氏名： 住所： 電話番号：	
	工事施工期間	年 月 日から	年 月 日まで
当該埋立て等区域への土砂 等の搬入予定量	立方メートル		
今回の証明に係る土砂等の 量	立方メートル		
当該埋立て等区域への土砂 等の搬入期間	年 月 日から	年 月 日	
発生土砂等の土壤検査結果 証明書の有無	有	無	
証明に係る土砂等の運搬事 業者名、住所及び電話番号	運搬事業者名： 住所： 電話番号：		

（注）特定事業区域へ搬出する場合は、条例第12条関係第8号様式を使用すること。

その場合の宛名は、条例第10条の規定により許可を受けたものとし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。

特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側の発注者から請け負った施工業者とする。

別表 2

試 料 の 採 取 方 法

1 搬出する土砂等の採取方法

イ 土壤検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおむね 5,000m<sup>3</sup>につき 1 点の割合で採取すること。

ただし、採取場ごとに 1 試料は採取すること。

ロ 上記の場合において、土壤検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意の 5 地点を決め、その 5 地点から採取された土砂等を等量混合し、1 試料とすること。

ハ 深さについては、原則として、地表から 50 cm までの土砂等を均等に採取することとし、それによりがたい場合は、現場状況などを考慮し適切な採取方法とすること。

別表 3

## 構造上の基準

## 1 埋立て等

- (1) 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施行する場合にあっては特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ（特定事業により生じた法面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	埋立て等の高さ	法面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土その他これらに準ずるもの	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下、「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される勾配
	その他	10m以下 垂直1mに対する水平距離が1.8m（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5m）以上の勾配
	5m以下	垂直1mに対する水平距離が1.5m以上の勾配
その他 (注1)	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 埋立て等の高さが5m以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5mごとに幅が1m以上の段をもうけ、当該段および法面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- (6) 特定事業の完了後の地盤のゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (7) 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 特定事業区域（法面を除く。）は利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

(注1) 第4種建設発生土及び浚渫土

(9) 埋立て区域が3000m<sup>2</sup>未満の場合、林道事業については上記によらず「岐阜県林道設計指針」によるものとする。

## 2 保安地帯

- (1) 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の安全地帯が設置されていること。

5,000m <sup>2</sup> 未満	4m以上
5,000m <sup>2</sup> 以上1ha未満	6m以上
1ha以上3ha未満	10m以上
3ha以上5ha未満	14m以上
5ha以上10ha未満	18m以上
10ha以上15ha未満	24m以上
15ha以上20ha未満	27m以上
20ha以上	30m以上

(2) 土砂等の堆積の高さ（法面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5m以下であること。

(3) 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1mに対する水平距離が、1.8m以上の勾配であること。

## 工事発注から完了までの事務フロー

